

静岡県老人福祉施設協議会東部支部会則

(目的)

第1条 この支部は、(以下「会」という。)静岡県老人福祉施設協議会々則第15条第1項の規程に基づき、事業の運営について必要な連絡調整を行い、もって事業の運営と組織的活動を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は静岡県老人福祉施設協議会東部支部と称する。

(事務局)

第3条 この会は原則として事務局を支部長施設内に置く。

(組織)

第4条 この会は第1条の目的に賛同する静岡県東部地区内施設をもって組織する。

(事業)

第5条 この会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①福祉施設協議会及び東部地区関係官庁及び諸団体との連絡
- ②施設運営に関する調査研究
- ③会員相互の情報交換ならびに施設職員に対する共同研究のための研修会の開催
- ④その他目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 この会の役員総数は15名以上20名以内とし、次の役員を置く。

- | | |
|-------|--------|
| ①支部長 | 1名 |
| ②副支部長 | 3名 |
| ③理事 | 9名～14名 |
| ④監事 | 2名 |

2. 役員のほか顧問を置くことができる。顧問は支部長が総会にはかって委嘱する。

(役員を選出)

第7条 役員は会員の互選とする。

2. 支部長は、役員の互選とする。
3. 支部長は、副支部長、県出向理事、監事を役員協議の上指名する。

(役員の仕事)

第8条 支部長は会を代表し、会務を統括する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事はこの会の運営に参加する。
4. この会の予算、決算、その他重要事項は総会に提案する。
5. 監事はこの会の会計事務ならびに会務を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を防げない。

2. 補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
3. 役員の仕事満了の場合は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(会 議)

第10条 この会の会議は総会及び役員会とする。

2. 会議は支部長が招集し、その議長となる。
3. 会議は会を組織するものの過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

第11条 総会は年2回開催する。尚、支部長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

2. 総会は次の事項を審議する。

- ①諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ②事業計画及び事業報告、予算及び決算に関する事項
- ③その他運営上必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は必要に応じて開催し、次の事項を審議する。ただし、日常の軽易な業務は支部長が専決し、これを役員会に報告する。

- ① 会に付議すべき事項
- ② 運営及び事業に関する事項
- ③ その他必要と認める事項

(経 費)

第13条 この会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会 費)

第14条 会費は、施設定員数により以下のとおりとする。

50名以上 年額 10,000円

49名以下 年額 5,000円

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(委 任)

第16条 この会則に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は支部長が役員会にはかって定める。

附 則

1. この会則は、平成14年 4月 1日より実施する。

1. この会則は、平成24年 2月21日より実施する。